

## 別添表

出展料	
	イベント出店に伴って必要な参加経費
装飾費	
リース料 レンタル料	イベント出展期間中に会場で使用する備品、機械器具等のリース・レンタルに要する経費。 (例) 発電機、什器、冷凍冷蔵ケース、テーブル、椅子、PR用モニターなどのリース・レンタル料、またそれらの運搬費 など ※リース、レンタル料の根拠資料には、リース、レンタル期間の記載がある等、当該品が購入品ではないことを示す記載が必要。
ポスター、パンフレット作成費	イベント出店時の商品、サービスの広報をすることを目的として、展示会等、出店時に掲示するポスター及び配布するパンフレット作成費 ※外注した場合に限る。 ※展示会等出店時の広報をすることを目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は対象外。(こうさんもん認定品名、甲佐町名、宣伝文句が付記されていないものは対象外。)
看板作成費	イベント出店時に小間の装飾に必要なパネル、のぼり旗の作成費 ※外注した場合に限る ※パネルの展示台、のぼりのポールやスタンド等の付属品費は対象外。
その他諸経費	イベント出店に伴って必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。 当該イベントのために使用されることが特定・確認できるもの。 (例) 小間装飾に係る会場での電気・ガス・水道などの使用料、輸送費 など ※小間装飾に係る文房具、事務用品等の消耗品は対象外。 ※輸送費は、自社事業所等から対象の展示会場までの間の商品の輸送費
旅費	日当は対象外
交通費	イベント出展に伴って必要な経費 (例) 公共交通機関の運賃、タクシー料金(公共交通機関が使えない場合) 高速道路及び有料道路通行料金 など ※交通系ICカードを利用される場合は実績報告の際に利用の明細(利用区間の料金)がわかる書類を提出してください。
宿泊費	イベント出展に伴って必要な経費 (例) ホテル、旅館 など ※1事業者あたり2名分までを対象とする。また、宿泊は必要最小限の期間分(会期前日～終了日まで)を対象とする。

対象外	
消耗品費	イベント出店に伴って必要な物品 (例) 名刺、文具、お皿、スプーン、ゴミ袋、消火器、テーブルクロス、 など ※イベント出展期間中に会場で使用する備品、機械器具等のリース・レンタルに要する経費は補助の対象となります。
備品費	イベント出店に伴って必要な物品 (例) テント、机、椅子 など
人件費	イベント出展に伴って必要な補助員 (例) アルバイト、通訳者、マネキン代 など
食糧費	当該イベントを行うために必要な食糧 (例) 弁当、お茶、食事代 など
会議費	当該イベントを行うために必要な会議に必要な経費 (例) 出張費、会場使用料、機材借料、茶菓子料 など
謝金	当該イベントを行うために必要な謝金 (例) 会議等に出席した外部専門官等に支払う謝金、費用弁償 など
旅費 交通費	日当、レンタカー代、移動に伴う燃料費
公租公課	消費税、地方消費税は補助対象外とする。
手数料	各種取引の変更やキャンセルに係る手数料 (例) 振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料 など
書類作成費	補助金の申請や実績報告に係る書類の作成、送付、手続きに係る経費

これらに記載がないものにつきましては、別途ご相談ください。